

島根労働局発表

令和7年11月28日(金)

担

島根労働局労働基準部賃金室

賃金室長 渡辺 淳一
賃金指導官 竹下 卓

当

Tel 0852-31-1158

島根県特定（産業別）最低賃金の改正について

－ 5業種すべて確定 －

島根県特定（産業別）最低賃金について、次のとおり改正されますので、お知らせします。

島根労働局では、島根県特定（産業別）最低賃金の改正決定について、島根地方最低賃金審議会（会長 藤本晴久）からの答申を受けて、異議申出に関する手続きや官報公示等所要の手続きを行いました。

なお、「百貨店、総合スーパー」の最低賃金については、11月17日から島根県最低賃金が適用されています。

件名	改正後の 時間額	引上額	引上率	効力発生日
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	1,163円	71円	6.50%	令和7年12月13日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,134円	66円	6.18%	令和7年12月19日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,058円	71円	7.19%	令和7年12月14日
自動車・同附属品製造業	1,094円	66円	6.42%	令和7年12月28日
百貨店、総合スーパー	令和7年11月17日より島根県最低賃金が適用されます。			
自動車（新車）小売業	1,069円	69円	6.90%	令和7年11月26日

件名	時間額	引上額	引上率	効力発生日
島根県最低賃金	1,033円	71円	7.38%	令和7年11月17日

過去の改定状況

年 件 名	元年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
島根県最低賃金	790 円	792 円	824 円	857 円	904 円	962 円	1,033 円
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	914 円	922 円	954 円	987 円	1,034 円	1,092 円	1,163 円
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	894 円	898 円	930 円	963 円	1,010 円	1,068 円	1,134 円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	822 円	825 円	853 円	882 円	929 円	987 円	1,058 円
自動車・同附属品製造業	879 円	887 円	919 円	951 円	970 円	1,028 円	1,094 円
百貨店，総合スーパー	改定なし	改定なし	改定なし	改定なし	905 円	改定なし	改定なし
自動車（新車）小売業	865 円	872 円	904 円	932 円	960 円	1,000 円	1,069 円